

## 8-1-21 屋外広告物対策

常時または一定の期間継続して屋外で表示される広告物については、良好な景観の形成と風致の維持および危害防止を図るため、「屋外広告物法」に基づき、「札幌市屋外広告物条例」を定め、これらの規格、表示の方法などに関する必要な規制を行っている。

広告物を掲出しようとする場合には、市長の許可が必要である。その許可および相談は、各区土木部で受け付けている。

また、より良い都市景観の形成を図るため、地域の特性や街並みに合わせて設置方法などを定めることができる地区指定制度については、現在、「すすきの地区広告物活用地区」、「札幌駅南口地区景観保全型広告整備地区」、「札幌駅北口地区景観保全型広告整備地区」、「札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区」および「大通地区景観保全型広告整備地区」の5地区が指定されている。

電柱・街路樹などに掲出された違反広告物（はり紙、はり札、立看板、広告旗）については、令和6年度において2,889件の除却を行った。

## 8-1-22 景 観

良好な景観の形成は、市民生活に潤いや豊かさをもたらす、まちに対する愛着と誇りを生み出す。このような認識のもと、札幌市では昭和56年から景観施策を展開し、景観法が制定されて以降は「札幌市都市景観基本計画（平成9年策定）」や「札幌市景観計画（平成19年策定）」に基づき取り組みを進めてきた。

しかし、近年、人口減少・超高齢社会の到来など、社会経済情勢が大きく変化してきていることに加え、新たな上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25年策定）」が策定されたことなどから、これらの2つの計画の統合・見直しを行い、新たに「札幌市景観計画（平成29年策定）」を策定するとともに、併せて「札幌市景観条例」の一部改正を行った。

成熟した都市において、景観を構成する要素を幅広くとらえ、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるため、平成29年4月から次に掲げる景観施策を展開している。

### (1) 届出・協議による景観誘導

地域の景観形成に大きな影響を与える大規模な建築物等について、届出を義務付け、植栽な

どによる外構の配慮や「札幌の景観色70色」による色彩基準などを定めた景観形成基準により、周辺と調和した景観形成を誘導している。

また、景観形成上重要な建築物等について、景観法等に基づく届出の手続きに先立ち、計画の早い段階で、専門家がアドバイスをを行う制度（景観プレ・アドバイス）を設けている。

### (2) 景観資源の保全・活用

景観を特色付けている自然や建築物、工作物、生活習慣などは良好な景観を形成するための大切な景観資源である。

そこで、これらの景観資源を保全・活用するため、景観重要建造物等や札幌景観資産の指定を行っている（令和7年10月現在32件指定）。

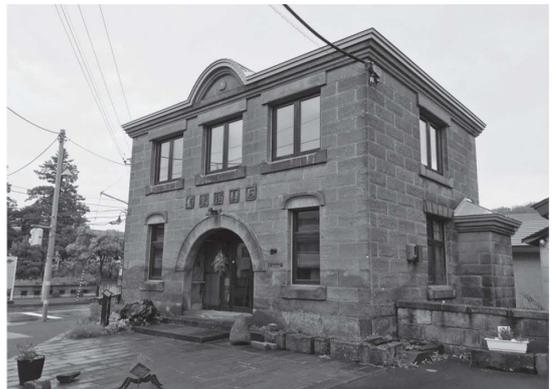
また、平成29年度からは、市民等に広く周知し、その活用を促進するために景観資源を登録する「活用促進景観資源」の制度にも取り組んでいる（令和7年10月現在20件登録）。

### (3) 地域ごとの景観まちづくりの推進

良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠である。

そこで、市民・事業者等が主体的に関わりながら、地域の景観のあり方について検討して策定する「景観まちづくり指針」（令和7年10月現在7地区策定）に基づき、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取り組みを推進している。

また、市民が主体となった景観まちづくり活動に対して経費の一部を助成している。



▲札幌景観資産第5号「旧石山郵便局」

### (4) 景観形成に関する普及啓発

良好な景観を形成するためには、市民・事業者等の関心を高め、自発的な取り組みを推進することが重要である。

そこで、子どもが景観への理解を深めるため

の講座の実施や、事業者に対するパンフレットを通じた届出制度の周知を行うなど、景観への関心の高まりに応じた普及啓発を実施している。

また、市民・事業者等の自発的な活動を促進する施策として、専門家が助言や指導を行う「景観アドバイザー」の派遣や、人や活動のネットワークを充実する仕組みとして景観整備機構の指定を行っている（令和7年10月現在1件指定）。

**HP** <https://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/>

### 8-1-23 無電柱化事業

主に都心部や交流拠点周辺において、「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成、観光振興」を目的に、電線類を地中化する等の無電柱化を推進している。

**HP** <https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/mudenchuu.html>

### 8-1-24 身近な地域の道路

#### (1) 生活道路の整備

住宅地域の生活道路整備を着実に進めることで、豊かさやゆとりを実感できる生活環境を創出する。

#### (2) 市道の認定

地域に密着した生活道路の整備を促進するため、昭和46年度から市道の認定基準に基づき、私道（建築基準法に基づく指定道路等）を市道に認定し、道路の整備や維持管理を行い、生活環境の向上を図っている。

#### 市道認定状況

（単位：km）

年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
私 道	1.5	1.0	0.3	0.4	0.5
区画整理事業	0.0	0.0	△ 0.1	0.0	0.5
宅地造成事業	2.4	3.1	3.3	3.1	2.1
その他 <sup>1)</sup>	0.7	0.0	△ 1.3	△ 0.5	0.3
計	4.6	4.2	2.2	3.0	3.5

注：1) 重複路線等の不要路線に係る廃止を含む。

<資料> 建設局総務部

**HP** <https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/top/douro/nintei.html>

### (3) 用地測量および測量資料の管理

#### ア 測量成果の管理

札幌市が実施した用地測量に係る成果を測量情報データベースとマイクロフィルムで管理し、測量行政サービスとして官民測量の際に閲覧利用している。

#### イ 測量基準点等の管理

##### (ア) 札幌市公共基準点

全市的な整合性と精度の高い測量成果を確保するため、昭和53年度より設置し、巡視、移設、改測等を行い精度維持に努めている。

（令和7年4月1日現在 1,237点）

##### (イ) 街区基準点

国土交通省が地籍調査を推進するため、平成16年度～平成18年度に都市再生街区基本調査により設置し、平成19年10月に札幌市が使用承認手続きなどの一部を管理しているものである。

亡失等により減少傾向であるが、新たに札幌市公共基準点として復元するなど、測量行政サービスの維持を図っている。

（令和7年4月1日現在 3,086点）

##### (ウ) 道路基準点および道路境界点の管理

道路等の位置を明示する基標となる「道路基準点」および「道路境界点」の一時撤去並びに復元の際に申請書類等の審査および確認を行い、基準点等の精度維持を図っている。

#### (4) 地図整備事業

法務局に登録されている地図の精度や年代又は記載情報が不揃いで、正しい境界を復元することが困難な地区（地図混乱地域）において、公共事業の円滑な推進または道路等市有地の適切な維持・管理のため、地域全体を精密に測量し、官民すべての土地境界について関係地権者全員の合意による集団和解方式により、地図混乱を解消している。また、こうした成果を所轄の法務局に登録することによって、不動産登記法上の正確な地図として備え付けられる。

#### <是正状況>

市内には約3千haの地図混乱地域が存在するものと推定され、令和6年度末までに1,743haを確定している。

## (5) 道路用地処理

市道の道路用地は、本来的には道路管理者がその権原を取得しているべきであるが、市内にはいまだ所有権、使用権等が取得されないままの道路用地が多数存在している。

令和7年4月1日現在、このような未処理用地は39.13haに上り、原則として寄附により取得している。

近年、権利意識の高まりや価値観の変化などによりその取得が難しくなっているが、関係権利者の協力を得ながらこれら未処理用地の取得を図っている。

## (6) 地籍調査事業

国土調査法に基づき、一筆毎の土地所有者、地番、地目を調査するとともに、広範囲で精密な測量を行って、境界の位置及び面積を確定し、地籍簿及び地籍図を作成している。また、こうした成果は不動産登記法上の正確な地図情報として法務局の登記に反映している。

## ア 地籍調査事業の効果

- (ア) 街づくり・公共事業の円滑化
- (イ) 災害復旧対応の円滑化
- (ウ) 個人財産・行政財産の管理適正化
- (エ) 境界紛争の未然防止
- (オ) 土地登記記録等の整備

## イ 事業の計画

札幌市域1,121.26km<sup>2</sup>のうち、国有林等を除く約554km<sup>2</sup>が地籍調査事業の対象となり、このうち、令和2年度から第7次十箇年計画がスタートしたため、浸水や液状化などの災害が想定されている北区屯田・西茨戸地区で事業を進めている。

**HP** <https://www.city.sapporo.jp/doboku/sokuryo/>

## (7) 道路維持

道路の維持管理は、道路、橋りょう等の日常の道路パトロールをはじめ、防災点検等を行い交通の安全確保に努めている。一方では、道路施設の老朽化が進行しており、平成22年3月に、施設の点検結果に基づき計画的な維持管理を行うための「札幌市道路維持管理基本方針」を定めた（令和3年4月改定）。この基本方針に基づき、個別施設計画を策定し運用している。

- ア 札幌市橋梁長寿命化修繕計画[2025-2029]
- イ 札幌市舗装修繕計画
- ウ 札幌市トンネル等長寿命化修繕計画  
[2025-2029]
- エ 札幌市特定道路土工構造物維持管理計画  
[2025-2029]
- オ 札幌市道路施設等設備機能保持計画
- カ 札幌市小規模附属物維持管理計画

## (8) 道路清掃

原則として歩車道区分されており、主に、車道の幅が6m以上の道路約2,200kmについて「美観の確保」、「安全の確保」、「道路排水の確保」を目的として道路清掃を行っている。特に融雪後の初春期と街路樹が落葉する晩秋期には重点的に実施している。

## (9) 道路の占用

道路は、本来一般交通の用に供される公共施設であるが、道路を中心に生活圏が形成されている関係から、都市の発展に伴って、電気、電話等の各種公共的施設や看板、仮囲い等の一定の私的施設が道路の敷地に設けられ、使用されている。これらについては、道路本来の機能を阻害しない範囲で、かつ、許可基準に適合するものに限り占用許可を与え「札幌市道路占用料条例」に基づいて占用料を徴している。

## 未処理用地権原取得状況

各年度中

所有区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私有地	32件 (1.0ha)	32件 (0.2ha)	32件 (0.3ha)	22件 (1.0ha)
公有地	6路線 (0.9ha)	6路線 (1.4ha)	1路線 (0.02ha)	3路線 (0.4ha)

注：( )内は取得面積を示す。

<資料> 建設局総務部

## 道路占用料収入状況

(単位：千円)

種別		令和5年度	令和6年度
総額		1,657,566	1,974,485
道路法第32条第1項	1号物件 電柱、上空線等	455,946	537,912
	2号物件 地下埋設物等	860,594	1,031,355
	3号物件 鉄道施設等	288	343
	4号物件 アーケード、日除け等	1,473	1,736
	5号物件 上空・地下通路等	147,273	149,380
	6号物件 露店、地下鉄売店等	9,253	11,564
同第7条施行令	1号物件 看板・標識等	86,672	103,156
	4号・5号物件 工施用施設、材料置場等	88,641	129,887
その他市長が定める物件		6,204	7,377
法定外道路物件		1,221	1,775

注：各項目毎に四捨五入したため、合計と一致しないことがある。

<資料> 建設局総務部

## (10) 不法占用物件対策

快適で安全な道路を確保するため、道路パトロール等を実施して道路上の不法占用物件の発見に努めるとともに、これに対する指導を行っている。なかでも、市内の商業施設等が密集する地域においては、平成5年度から毎年、路線又は区間を定めて不法占用物件の調査と是正指導のための「道路占用物件適正化業務」を実施しており、平成28年度以降は、屋外広告物の安全性を確保するため、上記業務に違反広告物の是正指導を加えた「道路占用物件・屋外広告物適正化業務」を実施している。

## (11) 車両等の通行制限

道路法や車両制限令では、道路を通行する車両の寸法・重量を制限しているが、制限を超える車両（特殊車両）がやむを得ず通行する場合、道路管理者は道路の構造および安全性を考慮し、条件を付して通行を許可している。令和6年度の許可件数は364件、徴収した許可手数料は455,800円である。

また、特殊車両の通行により道路損傷の恐れがある時は通行を禁止している。

## (12) 道路の掘り返し規制

道路工事および道路掘削を伴う占用工事等については、札幌市の工事担当部局、公益事業者および市内各警察署で構成する「札幌市道路工事等調整協議会」を設け、工事の時期、方法等について連絡調整を図り、掘り返し防止に努めるとともに、冬期間および道路の完成後は、一定期間掘削を制限している。

## (13) 自転車通行環境の整備

歩行者、自転車及び自動車の安心・安全な通行環境を創出するために、自転車の通行空間整備に向けた取り組みを進めている。

## 8-1-25 市民等による身近な景観の発信

良好な景観を形成するためには、市民・事業者等の関心を高め、自発的な取り組みを推進することが重要である。

近年では、民間の団体により、公園のベンチを札幌の景観色70色を用いた塗料で塗装するイベントの開催や、建築物等の色彩計画の参考となるツールの制作が行われた。

また、地域住民等が主体となりまちの魅力向上につながる活動を行うなど、地域ごとの景観まちづくりと連携した取り組みも推進している。

**HP** <https://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/jihatsushien.html>

## 大規模自転車道

名称 (路線名)	全体計画 (km)	供用延長 (km)	起 点	終 点
① 滝野上野幌自転車道路 (滝野上野幌自転車道線)	41.0	36.4	札幌市南区	札幌市厚別区
	うち札幌市 37.1	35.4	滝野地内	青葉町地内
② 真駒内茨戸東雁来自転車道路 (真駒内茨戸東雁来自転車道線)	56.0	21.5	札幌市南区 真駒内地内	札幌市東区 東雁来地内
③ 札幌恵庭自転車道路 (札幌恵庭自転車道線)	38.4	24.5	札幌市中央区	恵庭市
	うち札幌市 13.1	11.7	北2条 東20丁目	相生町地内

## 自転車道等

名称(路線名)	起点および終点	全体延長(km)
① 豊平川サイクリング園路 <sup>1)</sup>	南区真駒内(藻岩上の橋)～ 白石区菊水元町(環状北大橋)	11.0
② 北白石サイクリングロード(北白石サイクロード線)	白石区北郷(JR函館本線)～ 白石区北郷(米里川緑地)	2.5
③ 水車川跡自転車道路 (水車川歩道1号線、水車川歩道2号線)	豊平区水車町1丁目～ 豊平区水車町3丁目	0.6
④ 澄川1号用水路自転車道路 (澄川歩道2号線、平岸歩道1号線)	豊平区平岸(天神山)～ 南区澄川(澄川西小学校)	1.3
⑤ 伏古大通自転車道路(伏古川通線)	東区伏古(国道274号)～ 東区伏古(環状通)	2.4
⑥ 北四条自転車道路(北4条線)	中央区北4条西17丁目～ 中央区北4条西11丁目	0.9
⑦ 屯田みずほ通(屯田緑道)(屯田みずほ通線)	北区屯田(安春川)～ 北区屯田(創成川)	2.6
⑧ もみじ台自転車道路(もみじ台歩道14号線)	厚別区もみじ台南1丁目～ 厚別区もみじ台北3丁目	2.8

注：1) 豊平川緑地の施設である(路線名なし)。

<資料> 建設局総務部

## 8-2 世界を引き付ける魅力と活力あふれるまち

### 8-2-1

#### 広域的な交通ネットワークの充実

##### (1) 航空

札幌と道内外各地を結ぶ航空ネットワークの拠点には、新千歳空港と丘珠空港の2空港がある。

新千歳空港は、北海道の空の玄関口として昭和63年7月に開港し、2本の3,000m滑走路を備えた国内初の24時間運用空港である。国内外の航空輸送のネットワーク拠点としての役割を担う北海道最大の拠点空港で、令和6年度の乗降客数は国際線で全国第6位、国内線で全国第2位となっている。令和2年1月からは、北海道エアポート(株)による7空港(新千歳、函館、釧路、稚内、女満別、旭川、帯広)一体の運営が開始された。これは、7空港を一括して民営化することにより北海道全体の観光振興・地域のより一層の活性化を図るためのものである。札幌市では、北海道や空港周辺市町村と共に空港整備費の一部を負担し、その維持・拡充を図っている。

一方、丘珠空港は、広域分散型の地域構造をもつ北海道において、企業の活動拠点や高度医療機関など高次都市機能が集積する札幌と地方主要都市とを結ぶ道内航空ネットワークの拠点である。北海道のビジネスや医療従事、通院、帰省等、社会生活にとって重要な役割を担い、さらには観光利用や、災害時の応援受援や移動手段の一部を受け持つ空港としての役割も担っている。

また、丘珠空港は都市型空港として、札幌市と道内外の空港を直接結び、交流人口を増やすことにより両地域の活力を高める交通拠点としての役割も担っている。現在、丘珠空港では3社13路線の定期便が就航しており、(株)北海道エアシステム(HAC)が道内6路線、道外2路線(青森県三沢、秋田)、(株)フジドリームエアラインズ(FDA)が道外3路線(富士山静岡空港、信州まつもと空港、名古屋(小牧)空港。いずれも夏ダイヤ期間限定)、トキエア(株)が道外2路線(新潟、名古屋(中部))の定期便を運航している。

札幌市では、北海道と共に空港整備費の一部を負担し、その維持・拡充を図るとともに、利用促進等によって丘珠空港の活性化に努めている。

##### (2) 新幹線

北海道新幹線は、新青森・新函館北斗間が平成28年3月26日に開業し、新函館北斗・札幌間については、平成24年度(2012年度)に工事実施計画が認可され、政府・与党申合せにより、2030年度末の完成・開業を目指すこととされた。

しかし、令和7年3月に、国土交通省の「北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)の整備に関する有識者会議」において、「現時点では、完成・開業はおおむね2038年度末頃の見込み」、「特に工程への影響が大きいさらなるリスクが発現した場合、さらに数年単位で遅れる可能性」との報告書を取りまとめ、座長から国土交通大臣に報告があったところである。

北海道新幹線札幌延伸の実現は、我が国の高速交通網における基軸が形成され、北海道だけでなく全国規模で大きな効果を発揮するものであり、札幌市では、国や鉄道・運輸機構に対し、1日も早い開業を求めるとともに、新幹線の開業効果が最大限に発揮されるよう、関係機関と連携を図りながらさまざまな取組を進めていく。

### 8-2-2

#### 都心のまちづくりに関わる計画体系

都心のまちづくりは、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を最上位計画とし、「第2次札幌市都市計画マスタープラン」「札幌市立地適正化計画」を都市空間に関わる上位計画とする「第2次都心まちづくり計画」などに基づいて推進している。

「第2次都心まちづくり計画」は、北海道・札幌をけん引する経済成長と世界に誇る低環境負荷の実現を果たすため、平成14年度策定の「都心まちづくり計画」や同計画を補完するため平成22年度に策定した「さっぽろ都心まちづくり戦略」を見直し、新たな時代に向けた都心まちづくりの指針として平成28年5月に策定したものである。

【都心まちづくり推進室】

HP <https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>

## 8-2-3

### 第2次都心まちづくり計画

本計画では、計画期間である20年間の都心のまちづくりの目標として、「国内外から活力・投資を呼び込む札幌都心ブランドの確立」「魅力的な都心のライフスタイル・ワークスタイルの実現」を設定している。また、都心まちづくりを通じて目指すまちの姿として「北海道・札幌をけん引する経済成長と世界に誇る低環境負荷の実現」を掲げている。

都心のまちづくりの具体化を先導する骨格構造として、4つの骨格軸、1つの展開軸、2つの交流拠点を設定した。

また、面的にまちづくりを展開するターゲット・エリアとして、「都心強化先導エリア」を新設するなど、6つのエリアを設定している。さらに、目標実現に向け特に強力に推進すべき取組を「都心まちづくりの戦略」として定め、これと並行して戦略の展開場所を具体的な位置図に落とし込んだ「空間形成指針」を定めている。

さらに、都心まちづくりの着実な展開に向けて、官民連携による都心マネジメントの仕組み（プラットフォーム）づくりを進めるとともに、これに併せて都心のまちづくりをモニタリングする仕組みを構築することを定めている。

こうした仕組みを活用しながら、行政、民間、市民、NPO等といった都心まちづくりの関係主体が共通の価値観を持ち、連携・協力した取組の推進を図っていく。

**HP** <https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

## 8-2-4

### 都心部における地下歩行空間整備について

「第2次都心まちづくり計画」では、都心の空間形成指針の視点の一つとして、地上・地下の重層的ネットワークの形成を掲げている。本市では、積雪寒冷地札幌における四季を通じて安全快適な歩行空間として、地下歩行ネットワークの充実を推進している。

札幌駅周辺と大通周辺地区では、それぞれが独立して地下街や地下鉄コンコース等により地下歩行空間が形成されていたが、札幌駅北口地下歩道の整備や札幌駅南口広場地下街の増改修、さらには南口再開発により開業した大型商業施設とも繋がるなど、特に札幌駅周辺でその拡充が進んでき

た。

平成23年3月の札幌駅前通地下歩行空間（通称チ・カ・ホ）の開通により、札幌駅周辺地区から大通周辺地区、さらにはすすきの地区まで、四季を通じて誰もが安全で快適に歩いて移動できるようになった。また、チ・カ・ホの両側に設けた「広場」は、ただ歩くだけではなく憩い楽しめる空間として、都心の賑わいの創出に寄与している。また、30年9月には、歩行者の安全性や回遊性向上のため、さっぽろ創世スクエア（札幌市民交流プラザ）の開発と合わせて、「西2丁目地下歩道」を整備した。

今後は、地下歩行ネットワークの充実を図るため、民間開発との連携による拡充事例を踏まえ、ネットワーク形成の方向性を検討していく。

## 8-2-5

### 文化と活力を創造する取組の展開

都心においては、札幌駅前通地下歩行空間の交差点広場及び憩いの空間や平成26年7月に供用を開始した北3条広場など、多様な活用が可能な公共空間の整備や、まちづくりの担い手であるまちづくり会社等の活動の支援を行い、文化と活力を創造する取組を進めている。

## 8-2-6

### エリアマネジメントの支援・推進

一定の地域で、住民・事業主・地権者などが主体的に地域の管理・運営を行い、安全・安心・美しさ・豊かさといったまちの魅力やさまざまなまちづくり活動によるにぎわいを創出し、地域価値の維持・向上を図るエリアマネジメントの動きが広がりをみせており、都心部では次の4地区をはじめ様々な地区での取組を支援している。

#### (1) 駅前通地区

沿道地権者・地域関係者等を主体として平成22年9月に設立された、「札幌駅前通まちづくり株式会社」（まちづくり会社：必要な収益事業を実施しながら、自ら活動資金を生み出し、具体的かつ確実にまちづくりに取り組む組織）を中心に、札幌駅前通地下広場の活用や、駅前通地上部のにぎわい創出に向けた取組等、地区のまちづくりが積極的に展開されている。また、北3条広場の運営管理や駅前通の地上・地下の一体的な活性化に資する取組を官民協働で進め

ている。

## (2) 大通地区

平成21年9月に、地区内の商店街や大型店が中心となり、「札幌大通まちづくり株式会社」が設立された。同社は、歩道上におけるオープンデッキや購買施設の設置、歩行者天国など道路空間を活用したにぎわい創出事業、自転車の駐輪・走行対策・共同荷さばき体制確立に向けた検討など、地域価値を維持・向上させる公共的な取組を官民協働で行っている。

また、地区の再生に向けて、地権者を中心としたまちづくりの方針策定を支援するなど、地区の将来を見据えた取組を官民協働で進めている。

## (3) すすきの地区

平成17年12月に、第9次都市再生プロジェクトのモデル地区として指定を受け、地元団体や警察、札幌市等からなる「クリーン薄野活性化連絡協議会」が設立された。同協議会では、青色防犯灯やプランターの設置、安全・安心バナーの掲出などの「防犯」と、地域の活性化に資する取組の実施など、新たな魅力を創出する「まちづくり」の両面から活動を展開している。

## (4) 創成東地区

平成29年5月に、地区内の事業者等を中心とした、当地区でのエリアマネジメントの推進を目指す「一般社団法人さっぽろ下町づくり社」が設立された。

同社では、地区の資源を活かしたマルシェの開催やSNSなどによる地区内の情報発信のほか、札幌市と連携し空間活用に関する社会実験なども行っている。

今後も、継続的にエリアマネジメントを推進するための仕組・体制強化を図りながら、地区の新たな魅力・活力の創出につながる取組を進めていく。

## 8-2-7 都心先導プロジェクト

魅力的で活力ある都心の実現のため、「第2次都心まちづくり計画」で位置付けた都心の骨格構造（4骨格軸、1展開軸、2交流拠点）を中心に、都心まちづくりを先導するプロジェクトを推進している。

## (1) 札幌駅交流拠点

北海道新幹線札幌開業を見据え、道都札幌の玄関口としての拠点性の向上や交通結節機能の強化等を目指している。

平成30年9月には、札幌駅交流拠点のまちづくりを官民協働で進めるための新たな指針として、「札幌駅交流拠点まちづくり計画」を策定し、その実現に向けて地権者等との協議、再開発への支援等を行っている。

## (2) 大通・創世交流拠点

大通・創世交流拠点では、時計台やテレビ塔、大通公園、創成川公園など、観光・交流資源が集積するエリアとして、質の高い文化的なライフスタイルを支える機能・空間の形成を目指し、官民協働でさまざまな取組を進めている。そのうち北1西1地区では、平成30年10月に、「札幌市民交流プラザ」やオフィス等、多様な機能が複合した「さっぽろ創世スクエア」がグランドオープンし、新たなにぎわい・交流拠点として、市民をはじめ多くの人々に利用されている。

また、令和5年10月には、大通及びその周辺のまちづくりを官民協働で進めていくため、「大通及びその周辺のまちづくり方針—札幌都心はぐくみの軸強化方針—」を策定し、その実現に向けて開発の誘導・支援等を行っている。

## 8-2-8 都市再生施策

国（都市再生本部）では、都市再生プロジェクトの選定や都市再生特別措置法の制定など、都市再生を通じた構造改革に取り組んでいる。

札幌市では、平成14年10月に「札幌駅・大通駅周辺地域」と「札幌北四条東六丁目周辺地域」の2地域が、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、都市再生緊急整備地域に指定され、24年1月には、「札幌駅・大通駅周辺地域」の一部が、国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として、特定都市再生緊急整備地域に指定された。

平成25年7月には、緊急整備地域2地域を統合し、「札幌都心地域」に名称を変更すること及び区域を拡大することについての指定を受けており、国際競争拠点都市整備事業の推進や都市再生特別地区を活用した民間開発の支援などの取組を進めている。

## 8-3 都市基盤を適切に維持・更新し、最大限利活用するまち

### 8-3-1 上水道

札幌市の水道事業は、昭和9年に国から事業の認可を受けて工事に着手し、12年、9万2千人を対象に給水が開始された。

その後、市勢の伸展に合わせた拡張事業や施設整備事業を積極的に展開し、安定的な水源の確保、給水需要増に対応した水道施設の拡充・整備を進めた結果、現在では、給水人口約196万人、水道普及率は100%近くに達し、ほとんどの市民が水道を利用できる環境が整っている。

現在は、昭和40～50年代に集中的に整備を進めた水道施設の更新・改修や耐震化等の災害対策など、将来にわたって安全安定給水を維持するための取組を進めている。

【水道局】

**HP** <https://www.city.sapporo.jp/suido/>

#### (1) 事業計画

将来にわたり安全で良質な水を安定して供給し続けるため、長期的な視点で計画的に事業を進める必要があることから、水道局では、平成27年度に「第1次札幌水道ビジョン（計画期間：平成27（2015）～令和6（2024）年度）」を策定し、重点取組項目と主要事業を定め、事業を進めてきた。

一方で、近年、人口減少や水道施設の経年劣化、大規模な災害の発生、脱炭素社会の実現に向けた環境負荷低減などの課題に直面しており、財政面においても給水収益の減少や労務・資材単価の上昇による支出の増加が見込まれている。

これらの課題に対応し、持続可能な水道システムを構築するため、令和7年3月に、第1次札幌水道ビジョンに続く中長期計画として「第2次札幌水道ビジョン（計画期間：令和7（2025）～令和16（2034）年度）」を策定した。

第2次札幌水道ビジョンでは、第1次札幌水道ビジョンから継承した基本理念「利用者の視点に立つ」と、4つの目標「安全で良質な水の確保」、「安定した水の供給」、「利用者に満足される水道」、「健全経営のもと自律した水道」を実現するため、7つの施策の基本方向と27の取組を設定し、目標達成に向け取り組んでいる。

#### (2) 令和6年度主要事業

- ア 施設整備事業（事業費194億8,103万円）  
豊平川水道水源水質保全事業、配水管布設（47.6km）など
- イ 固定資産取得（38億7,514万円）

#### (3) 主要施設

##### ア 水源

札幌市の水源は、豊平川・琴似発寒川・星置川・滝の沢川の河川であり、1日最大860,600m<sup>3</sup>の取水を確保している。このうち、上流に豊平峡ダム・定山溪ダムを抱える豊平川にその89%が集中している。

このため、豊平川以外にも安定した水源を確保するために、当別ダムを水源とする石狩西部広域水道企業団事業に参画している。

また、豊平川流域における水道水源の水質に対する保全や、水質事故や災害時への対策を目指し、「バイパスシステム」を構築する豊平川水道水源水質保全事業を実施している。

##### イ 浄水場

本市に5つある浄水場では、河川水（原水）に薬品を注入し、沈でん、ろ過、塩素消毒を行い、水道水をつくっており、現在1日当たり699,600m<sup>3</sup>の給水能力を有している。

##### (ア) 藻岩浄水場

藻岩浄水場は、本市の創設浄水場として昭和12年に通水した。現在は1日当たり129,000m<sup>3</sup>の給水能力を有している。

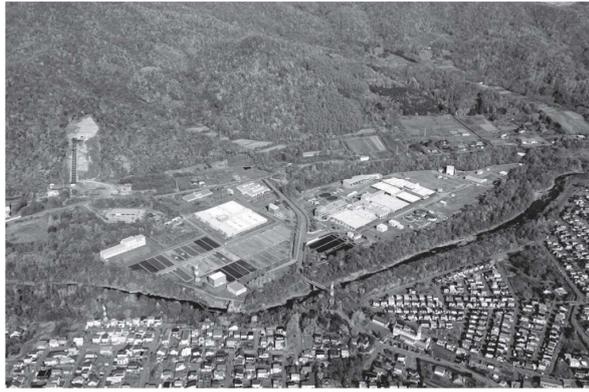
また、水力発電を行っており、発電した電力を藻岩浄水場などで使用している。

##### (イ) 白川浄水場

白川浄水場は、本市最大の浄水場として昭和46年に通水した。現在は1日当たり542,000m<sup>3</sup>の給水能力を有し、本市の給水量全体の約8割を担っている。現在は、経年劣化が進む白川浄水場の改修及び耐震化を主な目的として、白川浄水場改修事業を進めている。

##### ウ 送水管

送水管は、浄水場でつくった水道水を配水池へ送るための施設であり、令和6年度末の総延長は約193kmである（休止中の送水管を除く）。



▲白川浄水場

### 施設能力

令和6年度末時点

施設	水源河川	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	通水年月
白川浄水場	豊平川	542,000	昭和46年7月
藻岩浄水場	豊平川	129,000	12年4月
西野浄水場	琴似発寒川	14,600	46年4月
定山溪浄水場	豊平川	8,400	32年10月
宮町浄水場	屋置川・滝の沢川	5,600	33年1月
計		699,600	—

<資料> 水道局給水部

### 上水道普及事業

各年度末現在

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
給水区域内人口(人) <sup>1)</sup>	1,948,168	1,952,789	1,957,302	1,960,324	1,964,436	1,967,344	1,967,715	1,967,395	1,964,296	1,962,649	
給水人口(人) <sup>1)</sup>	1,946,171	1,950,852	1,955,465	1,958,665	1,962,819	1,965,831	1,966,252	1,965,989	1,962,954	1,961,378	
普及率(%) <sup>1)</sup>	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	
配水管総延長(km)	5,960	5,984	6,008	6,027	6,043	6,059	6,073	6,088	6,097	5,963	
配水量	年間(千m <sup>3</sup> )	189,524	189,849	190,728	190,250	191,114	192,708	191,993	189,246	191,203	191,431
	1日平均(m <sup>3</sup> )	517,826	520,135	522,542	521,234	522,169	527,968	526,007	518,483	522,414	524,468
	1日最大(m <sup>3</sup> )	568,060	557,810	580,670	572,750	572,110	583,760	578,560	562,200	572,300	558,870
1人1日最大給水量(ℓ)	292	286	297	292	291	297	294	286	292	285	
給水件数(件)	838,991	848,827	858,766	868,986	877,696	887,073	895,453	902,987	912,733	919,303	
水道料金(千円)	40,358,728	40,558,996	40,651,422	40,505,743	40,956,378	41,158,830	41,155,950	38,077,025	41,580,322	41,796,845	

注：1) 各年10月1日現在

<資料> 水道局総務部

### 上水道口径別使用水量

(単位：千m<sup>3</sup>)

各年度中

年度	総量	家事の用	家事以外の用				公衆浴場 営業の用
			総量	25mm以下	40・50mm	75mm以上	
平成27年度	176,178	142,174	33,974	11,759	17,911	4,305	29
28年度	177,142	143,313	33,800	11,799	17,769	4,232	28
29年度	177,577	143,902	33,649	11,584	17,849	4,216	25
30年度	176,682	143,521	33,137	11,376	17,674	4,087	25
令和元年度	177,565	144,439	33,104	11,382	17,604	4,118	21
2年度	180,293	151,784	28,488	10,354	15,048	3,086	21
3年度	180,366	151,704	28,642	10,230	15,507	2,906	19
4年度	176,924	147,204	29,703	10,416	16,113	3,174	16
5年度	179,149	147,802	31,329	10,846	16,899	3,584	18
6年度	179,045	147,543	31,488	10,808	17,063	3,617	14

<資料> 水道局総務部

### 区別給水件数の推移

各年度末現在

区	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	848,827	858,766	868,986	877,696	887,073	895,453	902,987	912,733	919,299
中央	105,536	107,560	109,537	111,420	113,033	114,847	117,295	118,474	120,324
北	127,095	128,901	130,201	131,365	132,693	133,763	134,365	135,228	135,902
東	122,368	123,703	124,878	125,972	126,792	127,348	128,146	129,451	130,218
白石	99,793	101,164	101,980	103,199	104,577	105,624	106,414	107,878	108,769
厚別	47,674	47,794	48,359	48,762	49,328	49,816	49,985	50,681	51,054
豊平	99,389	100,521	101,988	102,766	104,537	106,013	107,079	108,943	109,923
清田	43,243	43,542	43,751	43,835	44,034	44,297	44,491	44,617	44,661
南	57,699	57,881	58,276	58,563	58,771	59,022	59,300	59,535	59,601
西	89,622	90,217	91,807	93,201	94,232	95,167	96,096	97,656	98,370
手稲	56,408	57,483	58,209	58,613	59,076	59,556	59,816	60,270	60,477

<資料> 水道局総務部

このうち、昭和40年代に布設された白川第1送水管は、経年劣化が進み耐震性能も不足しているため、安定した送水機能の維持を目的とし、白川第1送水管の更新及び耐震化に取り組んでいる。

## エ 配水施設

### (ア) 配水池及びポンプ場

配水池は、日中と深夜などの時間帯によって変動する水の使用量に対応し、適正な水压を保つための貯留施設である。

本市には藻岩・平岸・清田・西部の全部で4つの基幹配水池のほか、高台地区へ給水するためのポンプ場・高区配水池等の高区配水施設がある。

高区配水施設は、省エネルギー化や、維持管理性の向上などを視野に入れて、更新時期に合わせた施設の再編などの整備を実施している。

### (イ) 配水管

配水管は、配水池などの施設から水道利用者まで水道水を運搬するための管路施設である。令和6年度末の総延長は5,963kmであり、水道水を各配水エリアへ輸送する機能を持つ配水本管は388km、水道水を水道利用者へ供給する機能を持つ配水支管は5,575kmとなっている。

将来にわたり安全安定給水を確保するために、配水管の更新事業を計画的に進めている。

## オ 配水センター

配水センターでは、刻々と変化する流量や水压、配水池の水位などの情報を収集・解析し、送配水施設の運営状況、異常の有無などを24時間体制で監視している。

## カ 水質管理センター

水質管理センターでは、安全で良質な水道水を供給するため、水質自動監視装置や高度な分析装置などを用いて、水源から蛇口までの水質監視・水質検査を行っている。

## (4) 災害対策の充実

災害発生時における被害の抑制や応急給水量の確保のため、施設及び管路の耐震化や応急給水施設の整備によるハード対策と、防災計画・マニュアルの策定、防災訓練の実施などのソフト対策により災害対策の充実を図っている。

### ア 施設の耐震化

施設の耐震化については、基幹となる施設

から優先的に進めており、平成28年度に市内最大の平岸配水池の耐震化を完了した。その他の配水池や浄水場、高区配水施設などの耐震化についても着実に推進していく。

### イ 配水幹線の連続耐震化

4つの基幹配水池からそれぞれの配水区域末端までをつなぐ基幹となる配水幹線を連続して耐震化する事業を進めている。このうち、藻岩配水池系については平成29年度に完了している。

### ウ 災害時重要施設へ向かう配水枝線の耐震化

配水幹線から災害時重要施設（災害時基幹病院、指定避難所（基幹）など）へ向かう配水枝線の耐震化を優先的に進めている。令和6年度末までに164か所の耐震化が完了しており、7年度までに計166か所を耐震化する予定である。

### エ 応急給水施設の整備

地震などの災害発生時にあっても必要となる給水量を確保する、応急給水施設の整備が完了した。

応急給水施設としては、市内に42箇所の緊急貯水槽と、20箇所の配水池に緊急遮断弁を設置しており、発災から3日間に必要となる被災者1人1日3L以上の飲料水を確保している。

### オ 防災計画・マニュアルの策定と防災訓練の実施

地震災害発生時に応急活動を迅速かつ確実に行うための業務継続計画、具体的な役割・活動を示した災害マニュアルを策定している。また、職員対象の防災訓練に加え、協定締結都市・関係団体、地域住民等と連携し、定期的に防災訓練を実施している。

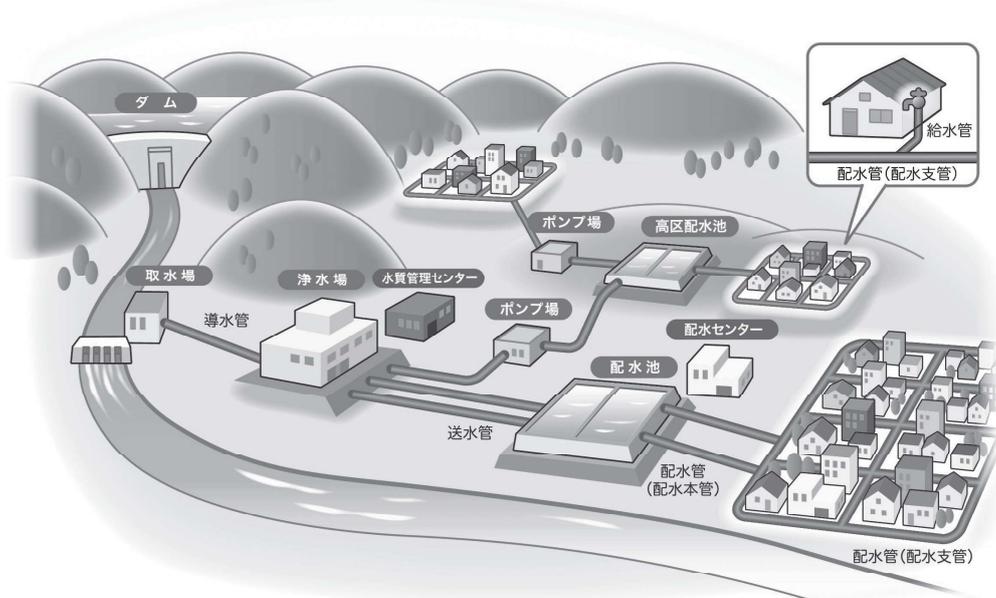
## (5) 水道局電話受付センター

水道局電話受付センターでは、引越し等の届出や夜間・休日の急な水道故障等の相談を年中無休で行っており、令和6年度は、約345,000件の受付件数となっている。

電話 (011) 211-7770 Fax (011) 211-7777

## (6) 札幌市水道記念館

札幌市水道記念館は、昭和12年に札幌市民に初めて水を供給した旧藻岩第一浄水場の建物の一部を活用し、52年に誕生した。その後、市民と水道事業のコミュニケーションを育む接点となることを目指して平成19年5月にリニューアル



水道のしくみ

ルし、令和7年9月には、リニューアル後の来館者数が約157万人に達している。

メインの展示スペースである「アクアミュージアム」では、水循環を表す「水の旅」をテーマに、参加性や体験性を重視した展示物を数多く設置している。また、隣接する藻岩浄水場の見学ツアーでは、実際の浄水の過程を見学することができる。



▲札幌市水道記念館

札幌市水道記念館の来館者数等  
(令和6年度)

区分	人数
来館者数	96,473
藻岩浄水場見学ツアー参加者	5,084

### 8-3-2 下水道

札幌市の近代的な下水道事業の始まりは大正15年で、浸水の防除を主な目的としていた。その後、戦後の急激な人口増加に伴い、環境衛生の悪化や河川汚濁が進行したことから、昭和32年に汚水処理を含めた下水道計画を策定し、本格的な整備を進めた。

高度経済成長期や冬季オリンピックなどを契機とし、快適な生活環境の確保や水環境の保全・創出のため、昭和40年代～50年代にかけて、積極的な整備を進めてきた結果、今ではほとんどの市民が下水道を利用できるようになっており、快適で安全な生活と、都市の健全な発展を支えている。

また、豪雪地帯である本市では、下水の熱を活用した雪処理にも取り組んでおり、雪処理施設では公共排雪量の1割程度を処理している。

**HP** <https://www.city.sapporo.jp/gesui/>

#### 下水道普及状況

各年度末現在

年度	総人口 (A) 千人	処理人口 (B) 千人	普及率 (B/A) %	管路延長 km
令和4	1,973	1,969	99.8	8,316.2
令和5	1,970	1,966	99.8	8,325.4
令和6	1,968	1,965	99.8	8,329.0

<資料> 下水道河川局事業推進部

#### (1) 中長期計画

札幌市の下水道は、老朽化した下水道施設の急激な増加、集中豪雨の増加や大規模な地震の

発生、将来的な人口減少に伴う下水道使用料収入の減少といった財政状況の悪化が懸念されるなど、大変厳しい状況に直面している。

このような状況を踏まえ、令和3年度から10年間の札幌市下水道事業の方向性をとりまとめた「札幌市下水道ビジョン2030」を令和2年8月に策定した。

また、令和3年7月には、ビジョンを実現するための具体的な行動計画として、令和3年度から7年度を計画期間とする「札幌市下水道事業中期経営プラン2025」を策定した。

ビジョン及びプランでは、「札幌をささえる下水道を次世代へつなぎます」を基本方針とし、「急激な増加が続く老朽化施設への対応」「増加する自然災害への対応」「一層厳しくなる経営環境への対応」の3つの対応を重要な要点としている。

また、プランでは、事業の指標や中期財政見通しを定め、毎年度、実施状況を確認し、進行管理を行うこととしている。

下水道事業を取り巻く情勢の変化に対応し、将来にわたり良好な下水道サービスを提供するため、ビジョン及びプランに基づいて、着実に事業を進めていくとともに、投資と負担のバランスに配慮しながら、健全な財政運営に努めていく。

## (2) 建設事業

### ア 下水道施設の改築

本市の下水道管路や水再生プラザ・ポンプ場などの多くの下水道施設は、昭和40～50年代に集中的に整備を進めたため、今後、老朽化した施設が急激に増加する。

このため本市では、令和6年3月に改定した「札幌市下水道改築基本方針」に基づき、適切な維持管理により、可能な限り延命化を図るとともに、施設の状態を把握して改築の必要性を判断しながら、計画的な事業執行に努めている。

また、改築を行う際には、人口減少に応じた施設規模の適正化や耐震性能の向上、脱炭素化なども図っていく。

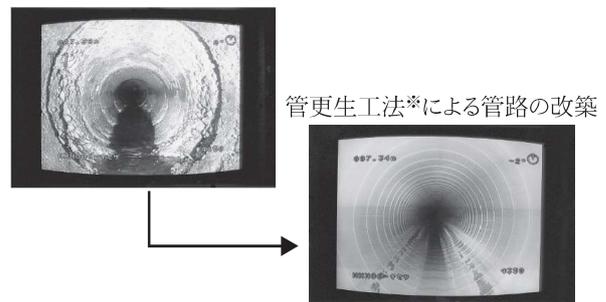
### イ 雨水対策事業

雨に強いまちづくりを目指し、市内一律10年確率降雨（35mm/h）の大雨の排除を目標に、昭和53年より、雨水拡充管や雨水ポンプ場の整備を進めるとともに、整備水準を超える局地的な大雨に対しては、平成25年度より、

周辺に比べて土地の低い窪地などで河川へ雨水を流すバイパス管を整備するなど、被害軽減の観点から、地域の実情に応じた個別の対応を本格的に実施している。

また、ソフト面の対応として、平成23年度より、市民、企業、行政の協働による雨水流出抑制の取組を進めているほか、令和3年度には「札幌市浸水ハザードマップ」を電子版で公表するとともに、都心部の管路内水位をインターネットで閲覧できる「札幌市下水道水位情報システム」を公開した。

浸水対策達成 91.0%（令和6年度末）  
 拡充管整備 208km（令和6年度末）  
 ポンプ場整備 7カ所（令和6年度末）



管更生工法\*による管路の改築

\*管更生工法……管路の内側に新たに樹脂製の管体を生成し、管路を再生させる工法

## ウ 水質保全対策事業

### (ア) 高度処理

水再生プラザの放流先河川では、その水量に占める下水処理水の割合が高いため、一部の水再生プラザにおいて高度処理（通常の処理よりも下水をきれいにする方法）により公共用水域の水質環境基準の達成・維持を図り、良好な水環境の維持に貢献している。

施設 (高度処理)	内容等
・創成川 水再生プラザ	急速ろ過法 (処理能力：120,000m <sup>3</sup> /日) (平成3年度供用)
・東部 水再生プラザ	ステップ流入式硝化脱窒法 (処理能力：40,000m <sup>3</sup> /日) (平成17年度供用)
・伏古川 水再生プラザ	ステップ流入式硝化脱窒法 (処理能力：49,000m <sup>3</sup> /日) (平成18年度供用)
・茨戸 水再生プラザ	ステップ流入式硝化脱窒法 (処理能力：95,000m <sup>3</sup> /日) (令和5年度供用)

(イ) 合流式下水道の改善

本市の下水道処理区域のうち、面積にして約6割を占める区域で採用している合流式下水道は、雨水と汚水を同一の下水道管で排除するため、大雨が降った時に、汚水まじりの雨水が河川へ放流されるという問題を抱えている。このため、公共用水域への汚濁負荷の削減へ向けて、雨水貯留施設の設置により、雨天時における汚濁負荷の高い初期流入水を一時貯留し、降雨終了後に水再生プラザにおいて処理する等の対策を行っている。また、雨天時放流水中に含まれるごみ等（きょう雑物）を除去するため、合流式吐口にスクリーン等を設置している。

施設 (合流式下水道の改善)	内容等
・茨戸水再生プラザ雨水滞水池	貯留能力 19,600m <sup>3</sup> (平成3年度供用)
・創成川雨水貯留管	貯留能力 46,400m <sup>3</sup> (平成9年度供用)
・伏古川雨水貯留管	貯留能力 32,000m <sup>3</sup> (平成15年度供用)
・豊平川雨水貯留管	貯留能力 24,000m <sup>3</sup> (平成27年度供用)
・きょう雑物流出防止スクリーン	設置箇所数 41カ所 (令和4年度度末)

エ 地震対策事業

大規模な震災による下水道の被害を抑制するため、緊急輸送道路下などに整備した重要な管路や処理施設の耐震性能確保を進めてきたほか、汚泥圧送管の二条化・ループ化を実施した。

今後は、令和7年1月に策定した「札幌市上下水道耐震化計画」に基づき、災害時基幹病院に接続する管路や処理施設の耐震性能確保を優先して進める。

オ 下水道エネルギー・資源の有効利用

(ア) 下水道エネルギーの有効利用

・雪処理施設

下水処理水などが持つエネルギーを利用した雪処理施設を運用している。これらの施設での雪処理量は、例年、札幌市が排雪する雪の約1割を占めており、冬期間の快適な都市生活環境の実現に寄与している。

雪処理施設一覧

種別	施設名
融雪槽	厚別融雪槽、発寒融雪槽、新川融雪槽
融雪管	創成川融雪管、伏古川融雪管
流雪溝	安春川流雪溝、新琴似流雪溝、発寒流雪溝、創成東流雪溝、琴似流雪溝、北郷流雪溝、新琴似北流雪溝
下水道管投雪施設	発寒投雪施設、八軒投雪施設
地域密着型雪処理施設	月寒公園、伏古公園北、アクセスサッポロ

・下水熱利用

下水熱を、中央区複合庁舎や下水道科学館の空調とロードヒーティングの熱源に利用している。また、西区民・保健センターの暖房の熱源としても利用している。

・発電利用

西部スラッジセンターの下水汚泥焼却炉において、余剰蒸気を利用した蒸気発電を行っており、年間約300万kWhを発電している。

引き続き、焼却炉の改築に合わせ、発電設備の導入を進める。

(イ) 下水道資源・資産の有効利用

・処理水

枯渇した河川のせせらぎ回復のため、創成川水再生プラザの高度処理水を安春川や屯田川などへ供給している。

・下水汚泥

1日およそ4.1万m<sup>3</sup>発生する下水汚泥を焼却等により減量化し、その全量を埋戻材やセメント原料などの建設資材として有効利用している。

・水再生プラザ等の上部空間

水再生プラザの上部空間に野球場などの運動施設や公園施設を設けて、市民に開放している。また、下水道科学館などの屋上に太陽光発電設備を設置している。

(3) 維持管理

ア 下水道管

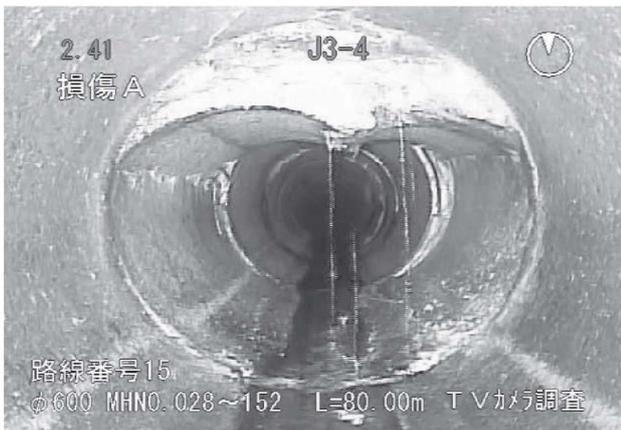
家庭や工場等から排出される下水は、敷地内の排水設備から公共ますを経由して下水道管に流れる。本市の下水道管は、令和6年度末で管路延長8,329.0km、マンホール217,610か所、公共ます449,291か所となっており、その多くは昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備されたものである。管

路総延長のうち、布設後50年が経過するものは、現在2,138km（26％）であるが、20年後には7,258km（87％）となり、本市の下水道は、「拡張整備」の時代から「維持管理」の時代となっている。

将来にわたり下水道機能を維持していくために、定期的な目視点検や、テレビカメラを使った詳細調査を行い、施設の状態を客観的に把握している。平成28年度からは「札幌市下水道改築基本方針」に基づき、毎年約210kmの詳細調査を実施している。調査結果を踏まえ、計画的に管路清掃や修繕・改築を行うことで、効率的で効果的な維持管理に努めている。



▲下水道管の清掃状況



▲下水道管の損傷状況（管頂部変形）

### イ ポンプ場

排出された下水は自然流下で水再生プラザに送水されるが、地表の勾配などの条件により下水道管の埋設位置が深くなる場合には、途中でポンプにより汲み上げ、再び自然流下させている。このように下水を送水するための施設としてポンプ場が設けられている。もう一つの機能として、ポンプ場は大雨の際に

雨水を河川に放流して、浸水を防ぐ役割を担っている。市内には、現在16カ所のポンプ場が設けられている。

### ウ 水再生プラザ

水再生プラザでは、下水道管で送水されてきた下水を処理して河川に放流している。市内には、現在10カ所の水再生プラザが稼働しており、微小な生物を用いて汚水を浄化する活性汚泥法という生物処理を行っている。

公共用水域の水質環境基準の達成・維持のために、一部の水再生プラザでは、より水をきれいにする高度処理を行っており、創成川水再生プラザでは砂ろ過法で高度処理した水を枯渇河川のせせらぎ回復に利用している。

本市は積雪寒冷地に位置するため、雪対策として、未処理下水や下水処理水が持っている熱を利用した融雪施設や投雪施設等を10カ所、さらに処理水の水流による雪の流下処理施設（流雪溝）を7カ所整備しており、効果を発揮している。

また、水再生プラザの池槽部はすべて建物内に設置しており、その屋上部分を有効利用するためにテニスコート、野球場、パークゴルフ場等のスポーツ施設（19施設）や緑地施設（2施設）を設置している。これらの施設は市民開放しており、令和6年度の利用者数は約9万人であった。

### エ 汚泥処理施設

下水の処理に伴い発生する汚泥は、汚泥処理施設で脱水や焼却を行い減量化を図っている。脱水汚泥の大部分は焼却し、発生した焼却灰は建設資材として有効利用するなど、100％リサイクルを行っている。

汚泥の集中処理は、各水再生プラザでの個

### 水再生プラザの状況

令和7年3月31日現在

水再生プラザ	運転開始年月日	処理面積 (ha)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
合計	—	24,828	1,147,000
創成川	昭和42年04月	2,067	144,000
伏古川	43年04月	1,108	49,000
定山溪	45年10月	96	14,000
豊平川	45年10月	4,835	186,000
新川	46年09月	3,736	238,000
厚別	48年10月	4,481	154,800
茨戸	52年08月	2,098	85,200
手稲	53年06月	5,249	220,000
拓北	59年09月	455	16,000
東部	平成17年04月	703	40,000

別処理に比べ、設備の統合・大型化や維持管理人員の削減が可能となり、コスト的に優位であること、また、エネルギー回収や資源化も効率的に行えることなどから、札幌市では、市街地中心部を流れる豊平川を境にして、豊平川左岸地区（西部系）と右岸地区（東部系）に分けて汚泥を集中処理しており、各水再生プラザで発生した汚泥は、管路で東西2カ所のスラッジセンターに圧送し、濃縮・脱水・焼却処理を行っている。

#### (4) 令和6年度主要事業

##### ア 建設事業費 267億円

管路整備 179億円

施設整備 88億円

##### 《事業内容》

##### a 管路整備

【管路布設延長 30.6km】

- ・老朽管等の改築25.9km
- ・中の島地区雨水拡充管等（雨水対策）1.3km
- ・新認定道路等3.4km

##### b 施設整備

【ポンプ場4カ所、水再生プラザ等12カ所】

- ・ポンプ場、水再生プラザ等の設備改築
- ・水再生プラザ覆蓋新設等

##### イ 維持管理費 220億円

管路施設 52億円

処理施設 136億円

その他（水道局への下水道使用料  
徴収経費負担金等）32億円

#### (5) 助成制度

##### ア 私設排水設備工事に対する補助

一定条件の通路に設置する排水設備については工事費の5分の4を補助し、市が受託施工している。

##### イ 水洗トイレ改造資金補助金の交付

処理区域または処理可能区域において、住居の用に供するくみ取り便所を水洗化改造する者に対して、一定の助成条件のもと補助金の交付を行っている。

##### ウ 水洗化資金の融資あっせん

処理区域または処理可能区域において、住居の用に供するくみ取り便所を水洗化改造する者に対して、一定の条件のもと市が金融機関へ融資あっせんを行っている。なお、融資に係る利子は市が補填している。

#### (6) 札幌市下水道科学館

札幌市下水道科学館は、目にする機会の少ない下水道管やポンプ施設、下水処理施設などについて、その仕組みや水環境の保全のために果たしている役割などを、楽しみながら市民に理解してもらうことを目的に、平成9年5月に開館した広報施設である。平成30年3月には展示物をリニューアルし、下水道の仕事を体験しながら学ぶことができ、驚きや発見を実感する展示内容を数多く盛り込んでおり、開館以来の来館者数は100万人を超えている。

この施設は、創成川水再生プラザの付帯施設である貯留管ポンプ施設の管理棟の一部を利用し整備したもので、地下4階では、実際に使用中の雨水貯留管を見学することができる。

**HP** <https://www.sapporo-src.com/kagakukan/>



▲札幌市下水道科学館

### 8-3-3 市有建築物の再配置

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来による人口構造の変化に伴い、市有建築物に対する市民ニーズの変化に対応していく必要がある一方、冬季オリンピックの開催や政令指定都市への移行に合わせて整備された市有建築物の大量更新を迎え、その更新・保全費用は急激に増加すると見込まれている。

こうしたことから、札幌市では、学識経験者等からなる「札幌市市有建築物のあり方検討委員会」からの提言を踏まえ、平成26年12月、札幌市全体における公共施設の効果的・効率的な配置や総量のあり方についての基本的な方向性や考え方を示す「札幌市市有建築物の配置基本方針」を策定した。

現在、この基本方針やインフラを含めた「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する

基本的な方針」に基づく中長期的な見通しを踏まえ、拠点への集約化や小学校を中心とした公共施設の複合化などを進めている。

**HP** [https://www.city.sapporo.jp/chosei/shiyuu\\_kenchiku/](https://www.city.sapporo.jp/chosei/shiyuu_kenchiku/)

第 2 部

市政の概況

都市空間